

平成 27 年 4 月 1 日

特例入所該当申込者 各位

(お申し込み時の要介護度が要介護 1・要介護 2 の方)

特別養護老人ホーム高瀬荘
所 長 桑澤 恵

介護保険法改正による介護老人福祉施設への入所要件変更について

本日は数ある事業所の中から高瀬荘へお申し込みくださり誠にありがとうございます

平成 27 年 4 月 1 日より、介護保険法施行規則が一部改正され、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所要件が変更になっておりますのでご案内させていただきます。要介護度 1・要介護度 2 の皆様が高瀬荘へ入居される場合には「特例入所」となり、以下に該当することが要件となります。お申し込みいただいた場合、以下の要件に該当するかをお住まいの市町村に照会し、「北アルプス広域連合老人ホーム等入所判定委員会」の判断により非該当となった場合には、入所申込書等のご提出いただいた書類一式をお返しすることになります。また、要件に該当するかの情報確認が市町村等により行われますので予めご承知おきください。

高瀬荘利用をご希望頂いた皆様にお手数をお掛けし、大変心苦しいところではございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、要介護度が要介護 3 以上に変更になった場合には、上記手続きなく、通常の申し込みの対象となりますので申し添えます。

「特例入所」要件（介護保険法施行規則第 17 条 10 ①～④のいずれかに該当）

- ① 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ② 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。